

エネルギー起源 CO2 排出量算定ガイドライン 新旧対照表

(H28.5)

改正後	改正前
<p>全般 ( 温対計画書に算定資料を添付することとしたことに伴う修正 )</p> <p>P.54 <u>なお、算定資料には保守的な算定をした後の使用量を記載する。</u></p> <p>P63.64 表 2 - 1 7 都市ガスの熱量変更の情報を追加</p> <p>P.70 <u>東京電力</u> <u>東京電力</u></p> <p>P.71 <u>3 事業所境界及び燃料等使用量監視点の図面</u></p> <p><u>5</u></p> <p>P.97 「省エネルギー対策が不十分でなかったか」について県による確認で</p> <p>P.109 <u>ただし、基準排出量を増加させる変更については、基準排出量変更協議書が( 4 )で定める期限までに提出されない場合は、変更日の属する計画期間と提出日に応じて次の日を変更日とみなす。</u></p> <p>( 表 3 - 3 を追加 )</p> <p>P.118 <u>翌々年度の温対計画書を提出するときまでに提出すること。</u></p>	<p>全般 ( 温対計画書に算定資料が添付されていなかったため、検証対象が 2 種類あった。 )</p> <p>P.54 ( 新規 )</p> <p>P.63,64 表 2 - 1 7 ( 追加 )</p> <p>P.70 <u>一般電気事業者</u> <u>一般電気事業者( 東京電力 )</u></p> <p>P.71 <u>( 2 ) 事業所区域及び燃料等使用量監視点</u></p> <p><u>( 5 )</u></p> <p>P.97 「省エネルギー対策が不十分でなかったか」についての<u>検証を受けた結果、</u></p> <p>P.109 ( 新規 )</p> <p>( 新規 )</p> <p>P.118 <u>この限りではない。</u></p>